# 公益社団法人新宮町シルバー人材センター 理事会運営規程

## 第１章　総　則

（目的）

**第１条**　この規程は、公益社団法人新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の理事会の運営に関し必要な事項を定め、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（構成）

**第２条**　理事会は、すべての理事をもって組織する。

（監事の出席義務）

**第３条**　監事は、理事会に出席し、必要な場合は意見を述べなければならない。

（役員以外の出席）

**第４条**　理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（種類）

**第５条**　理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

２　定例理事会は、年４回定期に開催する。

３　臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は次条第２項から第４項のいずれかに該当する場合に開催する。

## 第２章　理事会の招集

（招集権者）

**第６条**　理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長、常務理事の順序により招集する。

２　招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

３　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

４　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは公益社団法人新宮町シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前２項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

５　理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

（招集通知）

**第７条**　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

２　前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

３　前２項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続を経ることなく開催することができる。

（欠席）

**第８条**　理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

## 第３章　理事会の議事

（議長）

**第９条**　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席する場合又は理事長に事故があるときは、副理事長、常務理事が、これに当たる。

２　理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、

その事項の審議について、前項に準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

3　理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

（定足数）

**第10条**　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議の方法）

**第11条**　理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2　前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

3　第１項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第１項の理事の数に算入しない。

（決議の省略）

**第12条**　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2　前項の電磁的記録とは、（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第89条に定めるものとする（以下本章において同じ。）。

（議事録）

**第13条**　理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

2　前項の議事録は、10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

（議事録の配付）

**第14条**　議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告しなければならない。

## 第４章　理事会の権限

（権限）

**第15条**　理事会は、センターの業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事の選定及び解職を行う。

（決議事項）

**第16条**　理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

（１）法令に定める事項

ア）センターの業務執行の決定

イ）代表理事並びに常務理事の選定・解職

ウ）総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

エ）重要な財産の処分及び譲受け

オ）多額の借入

カ）重要な使用人の選任・解任

キ）重要な組織の設置、変更及び廃止

ク）内部管理体制の整備

ケ）定款第29条に規定する理事の取引の承認

コ）事業計画書及び収支予算書等の承認

サ）事業報告及び計算書類等の承認

シ）その他法令に定める事項

（２）定款に定める事項

ア）下記の規程の制定、変更及び廃止

(a) 入会及び退会取扱規程

(b) 財務規程

(c) 情報公開規程

(d) 個人情報の保護に関する規程

(e) その他必要な事項の規程

イ）その他定款に定める事項

（３） その他重要な業務執行に関する事項
ア）重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
イ）重要な事業その他の争訟の処理
ウ）その他理事会が必要と認める事項

２　理事長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、理事長は次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（理事の取引の承認）

**第17条**　理事が定款第29条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

（１）取引をする理由
（２）取引の内容
（３）取引の相手方・金額・時期・場所
（４）取引が正当であることを示す参考資料
（５）その他必要事項

２　前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（責任の免除）

**第18条**　理事会は、定款第30条に基づき役員の法人法第111条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

２　前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事の同意を得なければならない。

３　第１項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく法人法第113条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には、１か月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。

４　前項の責任を負う役員等を除く正会員及び特別会員総数の10分の１以上の議決権を有する会員が１か月以内に異議を述べたときは、理事会は第１項の規定に基づく免除をすることができない。

（報告事項）

**第19条**　理事長、副理事長並びに常務理事は、毎事業年度ごとに４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について理事会に報告しなければならない。

２　監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

３　理事が第１７条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（報告の省略）

**第20条**　理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、前条第１項の規定による報告には適用しない。

## 第５章　事務局

（事務局）

**第21条**　理事会の事務局には、事務局長及び担当職員が当たる。

## 第６章　雑　則

（改廃）

**第22条**　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

**第23条**　この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、公益社団法人設立の登記の日（平成26年４月１日）から施行する。

附　則

この規程は、平成29年５月10日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年７月25日から施行する。